

災害事例
と
その対策
No.5

無資格者の運転するフォークリフトが プラットフォームの端から転落する

1. 事業の種類 陸上貨物運送事業
2. 労働者数 39名
3. 被災者 荷役作業員 男性50歳 勤続年数26年
4. 傷病名 頭部挫滅（死亡）
5. 災害発生状況
 - (1) 当事業所は、トラックターミナルの一部を借りて、貨物の集配の営業をしている。
 - (2) 被災者Aは、当日夜間勤務でトラックターミナルに午後10時すぎに出勤後直ちにプラットフォームでの作業を始めた。
 - (3) 当日の作業は、被害者が責任者となり、作業員Bと2名で、主として伝票の地区別仕分け作業、トラックの積卸しの手伝い、ホームの片付けなどの作業をすることになっていた。
 - (4) 午後11時頃、ホーム上で、取扱貨物であるグレーチングをホームの隅の方へ片付けようとして、フォークリフトをバックで運転中フォークリフトの後輪がホームから脱輪し、そのショックで被災者Aがホーム下に投げ出され、その上にフォークリフトが落ちてきて、被災者Aはその下敷になった。
 - (5) プラットホームは、長さ100m×幅20m、高さ1.3mで、当該事業所が借りているのは、長さ62mまでの部分である。
 - (6) フォークリフトは最大荷重が1.5tで購入後2ヶ月の新品で、構造上の欠陥はなかった。
 - (7) 被災者Aは、フォークリフトの技能講習を修了していない無資格者であった。
 - (8) 推定であるが、被災者Aがフォークリフトでホーム上の荷を移動しようとしたのは、深夜便の荷が到着する前に、ホーム上の中央部に置いてあった荷を、ホームの端の方へ整理しようとしたものと思われる。
また、夜間のため、ホームの端が判りにくかったと考えられる。
 - (9) 無資格者のフォークリフト運転を黙認していた。
6. 災害発生原因
 - (1) 被災者Aは、フォークリフト運転技能講習を修了しておらず、フォークリフトの運転が未熟であったこと。
 - (2) 夜間作業のため、プラットフォームの端が判りにくく、そのため後退しすぎたこと。
7. 災害防止対策
 - (1) フォークリフトを使用する業務は、必ずフォークリフト運転技能講習修了者を従事させること。
 - (2) プラットホームの端を目立つ色で塗り分け、ホームの端を判りやすくすること。

（関係法令）

＝労働安全衛生法＝

・第61条（就業制限）

事業者は、政令で定める業務については、都道府県の労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者でなければ当該業務に就かせてはならない。

＝労働安全衛生法施行令＝

・第20条（就業制限に係る業務）

法第61条第1項の政令で定める業務は次のとおりとする。

11 最大荷重が1 t以上のフォークリフトの運転の業務

災害発生現場見取図

